

島根県報

号外第一一五号

平成十四年十二月二十四日

(火曜日)

監査公表

随時監査の結果の公表

目 次

監 査 委 員 公 表

島根県監査委員公表第二百五十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第五項の規定により実施した
監査の結果に関する報告を、同条第九項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成十四年十二月二十四日

島根県監査委員	上 代 義 郎
同	岡 本 昭 二
同	品 川 卯 一
同	生 田 洋 一

第1 監査概要

1 監査の実施

内水面水産試験場が平成11年度に実施した共同研究事業である「ゼオライト覆砂によるヤマトシジミ育成環境と水質改善効果の実証研究」委託事業（以下「実証研究委託事業」という。）について、包括外部監査人から、委託先である宍道湖漁業協同組合（以下「漁協」という。）に対して過払があるとの情報が寄せられた。

本件については、地方自治法第199条第5項の規定に基づく随時監査の必要があると認め、平成11年度及び平成12年度に執行された実証研究委託事業及びその他の委託業務（施設及び設備に係る維持管理関係業務委託は除く。）の事務処理が、関係法規に基づき適正に行われているか否かについて監査を実施した。

2 監査対象機関

内水面水産試験場

3 監査対象年度

平成11年度及び平成12年度

4 監査対象業務

委託業務（施設及び設備に係る維持管理関係業務委託を除く。）

5 監査方法

実地監査とし、職員の調査結果及び監査資料等により事務処理の実態を調査し、機関の長等から説明を受けた。また、関係者から事情聴取を行い事実確認を行った。

6 監査実施日

委員監査 平成14年11月15日

第2 監査結果

1 概要

平成11年度実証研究委託事業における過払については、包括外部監査で明らかになった事実に基づき、平成14年10月1日に過払相当額である1,050,000円が返納されたが、過払を発生させるに至った今回の事務処理は、不適切なものであったと言わざるを得ない。

また、平成12年度実証研究委託事業についても過払があったが、この過払については、当該年度の出納整理期間内に清算戻入が行われていた。

2 指摘事項等

指摘事項と認められるものは次のとおりであったので、是正・改善を図るとともに今後の適切な事務処理に努められたい。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、対象機関に対し文書及び口頭により注意した。

ア 実証研究委託事業

① 事業内容の変更に伴う変更契約が締結されていなかった。

平成11年度及び平成12年度事業の契約工期内において、委託先に対し事業の一部取り止めの指示を口頭で行ったにもかかわらず、指示に基づく変更契約が締結されていなかった。

② 完了確認検査が適当でなかった。

平成11年度及び平成12年度事業の完了確認検査において、未実施事業があるにもかかわらず、検査が形式的に行われたため、全事業が履行されているとの検査結果とされていた。

③ 支払額を誤り過払となった。

平成11年度及び平成12年度事業の支払において、未実施事業があるにもかかわらず、審査が形式的に行われたため、契約金額の全額が支払われた。

④ 戻入金額に誤りがあった。

平成12年度事業の過払相当額として810,000円が平成13年5月15日に戻入されていたが、戻入金額の算定

において諸経費50,000円が算定対象とされていなかった。

イ その他の委託事業

指摘する事項はなかった。

第3 監査意見

1 会計事務執行体制の整備について

小規模の地方単独機関においては、出納員等の会計事務職員が、執行機関としての職務を併せて行っている実態がある。

この実態を踏まえ、出納機関の執行機関に対する牽制機能が十分機能するような会計事務執行体制の整備について検討されたい。

2 完了確認検査業務等の厳正化について

完了確認検査業務及び出納審査業務については形式的に行うことなく、関係書類の内容等を十分精査の上、自覚と責任をもって厳正に対処されたい。

3 会計事務指導の徹底等について

地方単独機関における収支等命令者、出納機関等の会計関係事務については、多様な職種の職員が従事している。

については、これら関係職員の公金管理意識の高揚及び会計事務に対する理解を深めるため、当該職員に対する研修等による指導を徹底されたい。

毎週火・金曜日発行

平成十四年十二月二十四日印刷
平成十四年十二月二十四日発行

発行者
島 根 県

印刷所
松江市学園南
松江島根県印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)